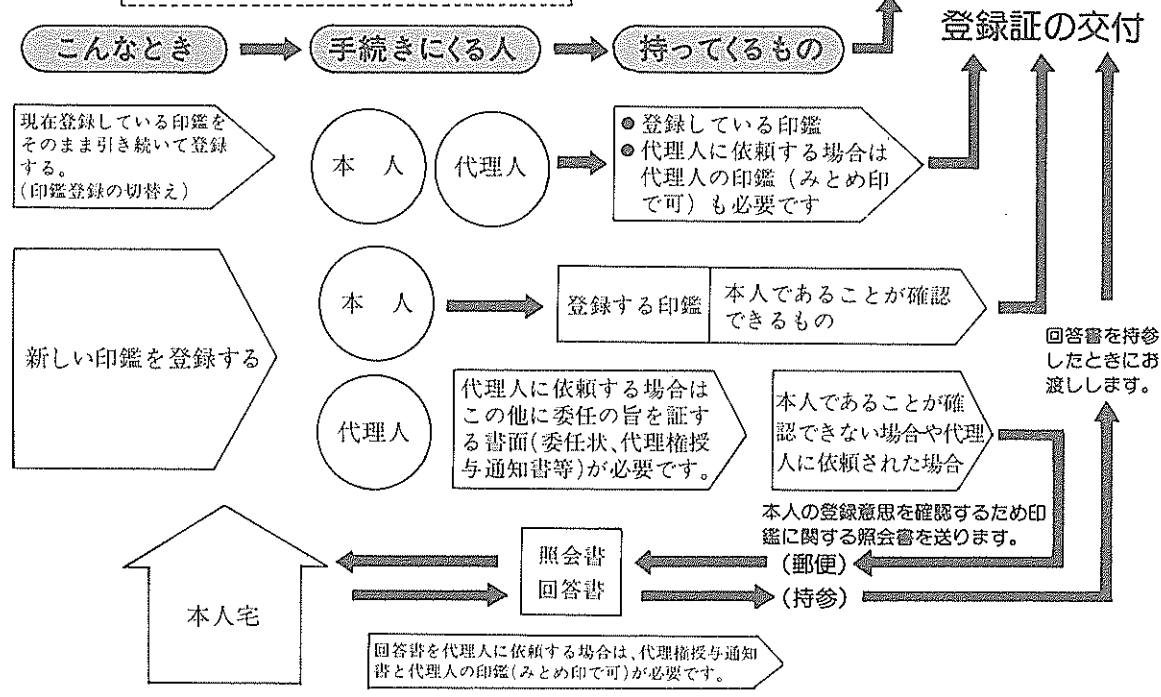


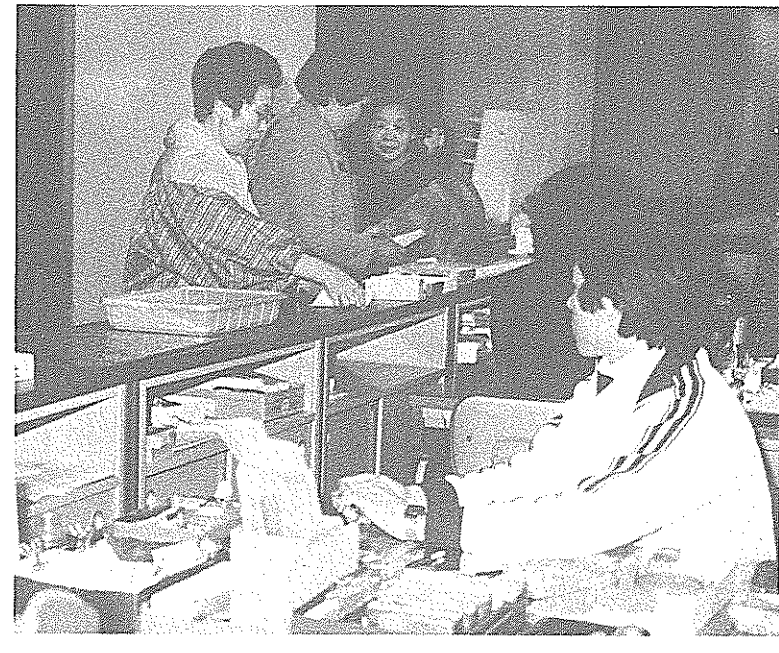
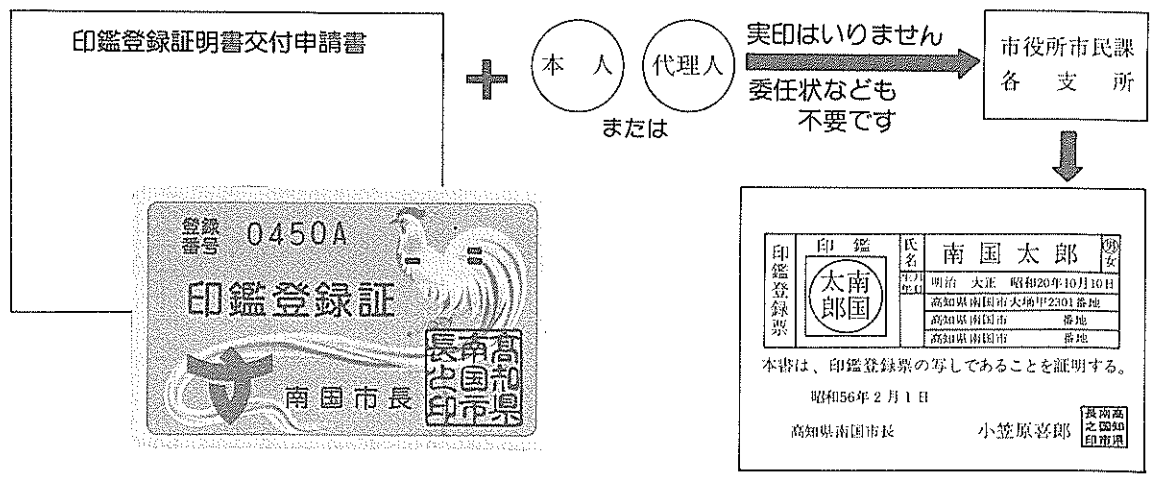
1. 印鑑登録の手続きはこのように

ご本人を確認したうえで
印鑑登録証を発行します

- 本人であることが確認できるもの
- 運転免許証
- 官公署の発行した許可証または身分証明書で本人の写真をはりつけたもの
- 本市で印鑑登録を受けている人の保証



2. 手続き後は、実印なしで 印鑑登録証明書がすぐもらえます



あなたはお済みですか？

『印鑑登録の切替え』は3月31日まで

「印鑑証明は手続きがめんどろだし、時間もかかる」実印を他人に預けて迷惑をこうむった」などの声にお答えしようとして、市では昨年四月一日から「印鑑登録と証明手続き」を改正し、地区別に印鑑登録の切替えを実施してきました。

その結果、昨年十一月末までに二二、四八〇件、全体の五一・三割の方々が登録切替えを完了していますが、まだの方が多いようです。印鑑登録の切替えを三月三十一日までに行わないと、今までの印鑑登録はまっ消されまのこ注意ください。

登録切替え場所
市役所市民課窓口、十市支所、三和支所、岡豊支所、領石支所で行っています。ただし、期間中に切替えをしなかった人で、四月一日以降印鑑証明が必要になった場合は、そのつど改正後の条例による新規登録をして印鑑証明をとっていただくこととなります。

登録の申請は本人が
印鑑の登録申請は、本人が直接するが原則です。本人が登録する印鑑をもって市役所市民課かよりの支所に申請してください。やむを得ず代理人に依頼される場合は、委任の旨を証する書面委任状などと代理人の印鑑（みとめ印で可）が必要となります。

本人の確認
登録申請の際、本人の確認ができないときや代理人に依頼したときは、その場での印鑑登録証は発行しません。

確認のため照会書をお宅にお送りしますので、そのなかの回答書に必要なことを記入して本人が持参してください。回答書と引換えに印鑑登録証をお渡しします。

やむを得ず代理人に依頼する場合は委任を証する書面と代理人の印鑑（みとめ印で可）が必要です。

★回答書提出のときの注意
回答書は郵便で送らないでください。回答書と直接引換えに印鑑登録証をお渡しますので、郵便で送られた場合は受理できません。指定された期日（15日）を経過しても回答書の提出がない場合は、登録の申請を取り消すこととなります。

印鑑登録できない印鑑
①住民基本台帳または外国人登録原簿に記載されている氏名、氏もしくは名、氏名の一部を組合わせたもので表わしていないもの。
②職業、資格、その他氏名以外の事項を表わしているもの。
③ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの。
④流し込み、機械ぼりなどにより多量に製造されているもの。
⑤印影の大きさが、一辺の長さ8mm以上の正方形に収まるもの、または一辺の長さ25mm以上の正方形に収まらないもの。
⑥印面が欠けているものやすり減っているもの、わくのないもの。
⑦印影が不鮮明なもの、または文字の判読が困難なもの。

⑧その他、市長が適当でないと思えるもの。

印鑑登録証は大切に
印鑑登録証は、印鑑登録証明書をとるとき必ず持参しなければならぬものであり、しかも従来、申請の要件とされていた「実印」と「委任状」の両方の機能を兼ね備えたものとして位置づけられたものですから、実印と同様大切に保存してください。万一紛失したときはすぐに届出てください。

また、この印鑑登録証には名前を書いてありません（番号のみ）ので、同じ世帯で二人以上の人が登録したときは、登録証の裏面の個人識別欄に目印をつけるなどして、人のもとの間違わないようにしてください。

市内で転居したときは
南国市内で、本庁管内から支所管内へというように転居した場合は、新しい住所を管轄する本庁または支所へ、いままでの印鑑登録証を提出して、印鑑の登録切替えをしたときと同じ手続きをしてください。

本庁および各支所で取り扱っている登録番号がそれぞれ異なりますので、登録証の取り替えをしないこと、そのままでは使用できないことになっています。

なお、今回の「改正」についてのくわしいおたずねは、市民課市民係窓口か、よりの支所へお問合せください。